

照会先 関市観光協会 (☎23—6726)

主
な
イ
ベ
ン
ト

本町パレード

※雨天延期
(16日まで)

●15日(土) 本町通り
15:00～16:30

ステージイベント

※雨天延期 (16日まで)

●15日(土) 本町2丁目交差点特設ステージ
16:30～18:00

山車巡行

●16日(日) 本町通り～貴船神社～春日神社
浦嶋山車 (常盤町自治会)
加茂山車 (本町3丁目自治会) 正午過ぎ出発

あんどんみこしコンクール

※雨天延期
(16日まで)

●15日(土) 本町通り (※審査は本町2丁目交差点特設ステージ)
コンクール 18:45～20:30

●16日(日) 本町通り
表彰パレード 19:00～20:00

春日神社・春の大祭

●16日(日) 春日神社
春の大祭 14:00～ どうじやこう 15:00～

4月

15日(土)・16日(日)
の両日、市内各所で
盛大に開催
されます。

関

第50回刃物まつり記念事業

開催

まつり



交通規制に
ご協力ください

4月15日(土) 12:00～23:00

4月16日(日) 17:00～21:30

※15日が雨天延期の場合は、16日は12:00～23:00となります。



●15日・16日の両日、本町通りを運行する路線バスは本郷通りへ、終日迂回運転となりますのでご注意ください。

路線	休止バス停
岐阜関線	本町5丁目～平賀町
高速名古屋線	安桜山公園前、吉田町、仲町
買い物循環線	安桜山公園前～平賀町
関上之保線	西木戸～平賀町

～各地域でも、伝統的な春のお祭りが行われます～

4/ 9(日) 先谷まつり 上之保：八幡神社

4/16(日) 水無神社の例祭 富之保：水無神社

4/16(日) 花馬まつり 武芸川：武芸八幡宮

4/16(日) 倉知まつり 倉知：白山神社・鞍知神社

※関自動車学校でのみこし出会は行われません

介護予防ロコトレ講座(前期)の参加者を募集します

加齢とともに骨や関節・筋肉などの「運動器」が衰え、介護が必要になったり、そうなる危険性が高くなった状態を「ロコモティブシンドローム(ロコモ)」といいます。「ロコトレ」はその状態を予防するためのトレーニングです。

社会福祉協議会では、各地域の老人福祉センターで、高齢者のための「介護予防ロコトレ講座」を行っており、前期(4月～9月)の参加者を募集します。

■開催場所 「わかくさ・プラザ 総合福祉会館」および各地域老人福祉センター

■開催日時 下表のとおり

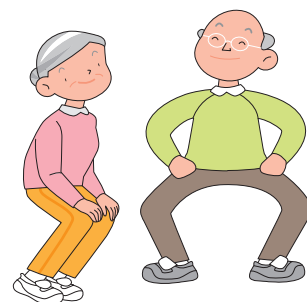
■期間 前期：4月～9月の20回コースです。

■対象 65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない人

■登録料 500円(保険料の1部を負担していただきます。初回に徴収します。)

■定員 下表のとおり ※定員になり次第締め切り。

■申込方法 4月5日(水)～12日(水) ※新規の方を優先します。



※下表の会場ごとに来所または電話で申し込みください。

その際、氏名・生年月日・住所・電話番号が必要です。

なお、申込者1人につき参加者2人までとします。

地区 (定員)	会場・申込先および受付時間	開催曜日	開催時間	開始日
関 (60人) ×2日	わかくさ・プラザ 「総合福祉会館」・2階リハビリ室 ☎23-9117 8:30～17:00 (わかくさ介護ステーション)	水曜日	午後1時30分～3時	4月26日
		木曜日	〃	4月27日
関 (30人)	同上 (対象者：虚弱および80歳以上の方)	金曜日	午後1時30分～3時	4月21日
洞戸 (50人)	洞戸老人福祉センター ☎0581-58-8511 8:30～17:00	水曜日	午前10時～11時30分	4月26日
板取 (30人)	板取老人福祉センター ☎0581-78-4140 9:00～16:00	水曜日	午後1時30分～3時	4月26日
武芸川 (50人)	武芸川老人福祉センター ☎0575-46-2738 8:30～17:00	水曜日	午前10時～11時30分	4月26日
武儀 (40人)	武儀老人福祉センター ☎0575-49-3595 8:30～17:00	火曜日	午後1時30分～3時	4月25日
上之保 (40人)	上之保老人福祉センター ☎0575-47-2501 8:30～17:00	水曜日	午前10時00分～ 11時30分	4月26日

【注意事項】

- ・お住まいの地域以外の会場へも参加できますが、1人1会場のみとします。
- ・平成28年度ロコトレ講座に参加された方で、会場を変えて申し込みした場合でも、新規扱いとなりません。
- ・洞戸地区は、自主グループ化に向けたモデル地区として講座を開催します。

◆照会先 関市社会福祉協議会わかくさ介護ステーション(☎23-9117)

平成29年度春 スポーツ教室受講者募集

【照会先】（一財）関市体育協会 ☎23-8525

- 対 象 市内在住、在勤または在学の方
※スポーツ教室は入門講座です。初心者の方を歓迎します。
- 受 講 料 1 講座 3,000 円 ①②は別途プール入場料が必要 ⑩フレッシュ体操教室は月額 2,000 円
※託児の場合は、1 人につき別途 2,000 円必要
※申し込み後の取り消しや長期欠席などによる受講料の返金はできません。
- 申込方法 はがきに必要事項（講座名、郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号、託児の有無）を記入して郵送するか、総合体育館備え付けの申込用紙に記入して応募してください。
※1 講座につき、はがき、または申込用紙 1 枚の応募とします。電話での応募はできません。
※締め切りを過ぎても定員に満たない場合は、追加募集を行いますので、お問い合わせください。
- 申込先 （一財）関市体育協会（〒501-3802 関市若草通 2 丁目 1 番地 関市総合体育館内）
- 締め切り **4 月 16 日（日）必着**
- 抽 選 応募多数の場合は、抽選を行い受講者を決定します。
- 結果通知 抽選結果は、応募者全員にお知らせします。
※当選は本人のみ有効で、権利の譲渡はできません。
- そ の 他 応募が少数の場合、その講座を中止することがあります。
- 受講料の納付 受講が決定した方は、総合体育館窓口にて受講料（1 講座 3,000 円、⑩は月額 2,000 円、託児の場合は別途 2,000 円）を納めてください。その際、受講上の注意などをお渡しします。
- 手続きの期間 4 月中旬～30 日 午前 9 時～午後 5 時 ※詳しくは受講決定はがきにてお知らせします。
※期間中に手続きがないと、受講決定が取り消される場合がありますのでご注意ください。

	講座名	対象	内容	期日	曜日	時間	回数	場所	定員	託児
①	アクアビクス (金曜午後)	18歳以上 (高校生除く)	水の浮力や抵抗を利用した有酸素運動で、体力向上やシェイプアップを目指します。	5月12・19・26 6月2・9・16・23・30 7月7	金	14:00 ～ 14:45	9回	温水プール	25人	若干名
②	アクアビクス (金曜夜間)	18歳以上 (高校生除く)	水の浮力や抵抗を利用した有酸素運動で、体力向上やシェイプアップを目指します。	5月12・19・26 6月2・9・16・23・30 7月7	金	19:00 ～ 19:45	9回	温水プール	25人	—
③	親子わんぱく体操	2～3歳児 親子	リトミックや道具を使った遊びなど、親子で楽しく体を動かします。	5月17・24・31 6月7・14・21・28 7月5・12・19	水	10:30 ～ 11:30	10回	武道場	25組	若干名
④	ヨガ教室	一般、 シニア	ストレッチ、心と呼吸をヨガで整えます。	5月17・24・31 6月7・14・21・28 7月5・12・19	水	13:00 ～ 14:00	10回	サブアリーナ	50人	若干名
⑤	バレトン教室	一般、 シニア	フィットネス＋バレエ＋ヨガを合わせた運動により、脂肪燃焼・姿勢矯正を行います。	5月17・24・31 6月7・14・21・28 7月5・12・19	水	14:30 ～ 15:30	10回	サブアリーナ	25人	若干名
⑥	ジュニアスポーツ (低学年)	小学校 1～3年生	鉄棒・マット・跳び箱などを中心に運動します。	5月17・24・31 6月7・14・21・28 7月5・12・19	水	17:30 ～ 18:30	10回	サブアリーナ	25人	—
⑦	ジュニアスポーツ (高学年)	小学校 4～6年生	鉄棒・マット・跳び箱などを中心に運動します。	5月17・24・31 6月7・14・21・28 7月5・12・19	水	18:40 ～ 19:40	10回	サブアリーナ	25人	—
⑧	親子スポーツ教室	4～6歳児 親子	ボール遊び、かけっこなどを楽しみながら、親子で新たな発見をする教室です。	5月19・26 6月2・9・16・23・30 7月7・14・21	金	16:30 ～ 17:15	10回	サブアリーナ	20組	—
⑨	こども運動教室	小学校 2～5年生	体を動かす楽しいゲームを通して、基礎的な運動能力を高めます。	5月19・26 6月2・9・16・23・30 7月7・14・21	金	17:30 ～ 18:30	10回	サブアリーナ	20人	—
⑩	フレッシュ体操教室	一般、 シニア	楽しく体を動かしながら、運動機能の維持・増進を図ります。	毎週火曜日 (休館日除く)	火	10:00 ～ 11:00	通年	武道場	30人	—

平成29年度

乳幼児期家庭教育学級

参加してみませんか？

この学級は皆さんが主役です。学級の企画や運営も仲間と一緒にいきます。親子のふれあいや地域の仲間とのふれあいを通して、子育てそして、自分育てをしてみませんか。

- 対象 未就園児(満6カ月以上)とその家族。
ただし、期間中継続して参加できる方。
- 定員 なし(関地域以外)
※関地域については応募人数により、抽選での人数制限や学級編成に変更があります。

※地域によって申込内容、申込方法が異なりますので、参加したい地域を確認のうえ、連絡してください。

洞戸地域 洞戸乳幼児期家庭教育学級 「Little Star」

- 期間 5月～翌3月、毎月1～2回開催(18回程度)
- 場所 洞戸ふれあいセンターなど
- 内容 学級生により計画、実施(例：子育て講座、制作活動、クリスマス会など)
- 費用 1ペア 2,500円(保険料込み・大人1人、乳児1人の場合)
※乳児1人追加ごとに1,700円増、その他必要に応じて徴収
- 申込・照会先 4月3日(月)～21日(金)に洞戸地域教育事務所(☎0581-58-2111)
※以後随時申し込み可。

板取地域 板取乳幼児期家庭教育学級 「すくすく学級」

- 期間 6月～翌3月、毎月1回開催
- 場所 板取保健センターなど
- 内容 学級生により計画、実施(例：水あそび・クリスマス会など)
- 費用 1ペア 1,000円(保険料込み・大人1人、乳児1人の場合)
※乳児1人追加ごとに500円増、その他必要に応じて徴収
- 申込・照会先 4月3日(月)～28日(金)に板取地域教育事務所(☎0581-57-2111)
※以後随時申し込み可。

武儀地域 武儀乳幼児期家庭教育学級 「ペンギンクラブ」

- 期間 5月～翌3月、年6回程度開催
- 場所 関市武儀事務所 2階保健センター
- 内容 学級生により計画、実施(例：救急法講習、クリスマス会など)
- 費用 1ペア 1,000円(保険料込み・大人1人、乳児1人の場合)
※乳児1人追加ごとに500円増、その他必要に応じて徴収
- 申込・照会先 4月3日(月)～18日(火)に武儀地域教育事務所(☎49-2121)
※以後随時申し込み可。

関地域 関乳幼児期家庭教育学級「いちご学級」

- 期間 5月～12月、毎月1～2回開催(ベビー組：火曜日・キッズ組：木曜日)
- 場所 わかくさプラザなど
- 内容 学級生により計画、実施(例：食育講座、リトミック体操、ピクニック、クリスマス会など)
- 費用 1ペア 2,000円(保険料込み・大人1人、乳児1人の場合)
※乳児1人追加ごとに1,000円増、その他必要に応じて徴収。
- 申込 4月4日(火)～14日(金)にパソコンやスマートフォンなどで、市ホームページ申込専用URLにアクセスし、必要事項を入力してください。スマートフォンなどで下記QRコード(2次元バーコード)を読み込んで申込専用URLにアクセスすることもできます。申込人数が多い場合などでは、抽選になることもあります。
※照会先へ電話による申し込みもできます。
申込専用URL
(<https://www.city.seki.lg.jp/jform/ichigo29.html>)
- 照会先 生涯学習課(☎23-7776)



武芸川地域 武芸川乳幼児期家庭教育学級 「つばめちゃん学級」

- 期間 5月～翌3月、年12回程度開催
- 場所 むげがわ児童館など
- 内容 学級生により計画、実施(例：救急法講習、クリスマス会など)
- 費用 1ペア 1,500円(保険料込み・大人1人、乳児1人の場合)
※乳児1人追加ごとに1,000円増、その他必要に応じて徴収。
- 申込・照会先 4月3日(月)～18日(火)に武芸川地域教育事務所(☎46-2311)

上之保地域 上之保乳幼児期家庭教育学級 「どんぐりころころの会」

- 期間 5月～翌3月、年8回程度開催
- 場所 関市上之保生涯学習センター
- 内容 学級生により計画、実施(例：救急法講習、親子遊びなど)
- 費用 保険料その他必要経費
- 申込・照会先 4月3日(月)～18日(火)に、上之保地域教育事務所(☎47-2001)
※以後随時申し込み可。

～明日の関市をあなたの手で～

平成29年度 市職員採用試験実施予定

【新卒等採用（試験区分、採用予定人数、受験資格および試験日程など）】

※ここに掲載のある試験、職種については、変更や実施しない場合もありますので、詳細は必ず平成29年度の各試験案内で確認してください。

試験区分	採用予定人数	受験資格	受付期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	最終合格発表
新卒等採用Ⅰ	大学卒 (事務職) ※1 身体障がい者 枠あり	13人程度	5月25日(木) ～ 6月20日(火) 案内および 申込書類は 5月初旬頃より 配布予定	7月23日(日) ・筆記試験 ・適性試験 ・作文試験 などを予定	8月下旬 ・面接試験 ・集団討論 ・実技試験 などを予定	9月中旬 ・面接試験 などを予定	9月下旬
	大学卒 (土木技術職)	1人程度					
	大学卒 (電気技術職)	1人程度					
	保健師 (大学卒程度)	3人程度					
	保育士 (短大卒程度)	9人程度					
	児童指導員 (大学卒程度) ※関市内3カ所の親 子教室に勤務	1人程度					
新卒等採用Ⅱ	短大・高校卒 (事務職)	3人程度	7月10日(月) ～ 8月15日(火) 案内および 申込書類は 6月下旬頃より 配布予定	9月17日(日) ・筆記試験 ・適性試験 ・作文試験 などを予定	10月中旬 ・面接試験 ・集団討論 などを予定		10月下旬
	短大・高校卒 (土木技術職)	1人程度					
	短大・高校卒 (電気技術職)	1人程度					
	身体障がい者 (事務職) ※試験内容: 高校卒程度	1人程度					

※1 大学卒(事務職)の身体障がい者枠については、職員課までお尋ねください。

【実務経験者採用（試験区分、採用予定人数、受験資格および試験日程など）】

※ここに掲載のある試験、職種については、変更や実施しない場合もありますので、詳細は必ず平成29年度の各試験案内で確認してください。

試験区分	採用予定人数	受験資格	受付期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	最終合格発表
実務経験者採用Ⅰ	電気技術職	1人程度	昭和33年 4月2日から 昭和58年 4月1日ま でに生ま れた人 案内および 申込書類は 7月下旬頃 から配布予 定	書類審査	10月下旬 ・筆記試験 ・適性検査 ・面接試験 ・実技試験 などを予定		11月中旬
	保育士	2人程度					
	児童指導員 ※関市内3カ所の親 子教室に勤務	1人程度					

※2 「実務経験」の期間は、常勤の会社員、自営業者などとして、1年以上継続して就業した期間を通算します。

※3 「実務経験」の期間は、資格要件に該当する施設で、常勤・常勤に準ずる勤務(週30時間以上)で1年以上継続して就業した期間を通算します。

※くわしくは、各試験区分の受付期間にあわせて配布する「平成29年度関市職員採用試験案内」をご覧ください。案内は、職員課、各地域事務所、西部支所にて配布いたします。また、市ホームページ(<http://www.city.seki.lg.jp/>)でもご覧いただけます。

臨時職員の登録制度をご存じですか

市では、各職場で臨時職員が必要になったとき、登録されている方の中から選考して雇用しています。市役所などで臨時職員として勤務を希望される方は、「関市日日雇用職員登録申込書」を提出し、登録をしてください。

また、市では、障がい者やひとり親家庭の雇用に努めることとしています。

多くの皆様からの登録をお待ちしています。

主な職種

事務補助、調理員、清掃業務、施設管理、保健師、保育士、児童指導員 など

登録方法

「関市日日雇用職員登録申込書」に必要事項を記入、押印の上、顔写真（縦4センチメートル×横3センチメートル程度）を添付して、職員課へ提出してください。

※障害者手帳・精神手帳・療育手帳をお持ちの方は、手帳の写しを添付してください。

雇用までの流れ

臨時職員を必要とする業務が発生したときは、担当課が以下の手順で雇用の手続きを行います。

- (1) 提出のあった登録申込書を確認し、登録者の資格、職歴、勤務可能時間などを参考にして選考します。
- (2) 担当課から登録者に連絡し、勤務内容などの説明や登録者ご本人の意向確認を行います。
（面接などによる）
- (3) 市役所内部の手続きを経て雇用が決定した場合に、雇用決定通知書によりお知らせします。

勤務条件等

勤務条件などは、業務内容や勤務場所によって異なりますので、登録者の中から選考し意向確認を行う際に担当課から説明します。

※申込書を配布する際に、職員課から一般的な勤務条件についてご案内します。

申込書の配布および受付場所

職員課（北庁舎3階）

受付期間

随時受付 ※土・日、祝日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分まで

注意事項

- 1) 登録制のため、登録された方全員が雇用されるわけではありませんので、ご了承ください。
- 2) 申込書による登録は、提出日から3年間有効です。
- 3) 市税などに未納のある方は、登録できません。
（「市税など」には、市税、国民健康保険税、上下水道使用料、保育料などが含まれます）



照会先 職員課 ☎23-9214



～提言書を市長へ提出しました!～

総合計画についてのワークショップ「VOICE工房」を、26名の市民の方に参加いただき、4回に渡って開催しました。関市の課題とそれを解決するための取り組みについて話し合いを行い、市が今後取り組むべき施策を提言書として市長へ提出しました。



照会先 企画政策課 (☎ 23 - 7014)

提言1: Best福祉ソフトマッチングプロジェクト

地域にある人材、身近な集会所などの施設を活用し、子どもから社会人、高齢者、障がい者など、誰もが気軽集える「たまり場」的な居場所をつくる。

提言2: 読書のまちせきプロジェクト

本が身近にある環境をつくり、子どもから高齢者までが本を好きになる取り組みを行う。

提言3: お年寄り&学生に魅力あるまちを創る公共交通

行政だけでなく、市民の互助や地域の力により、高齢者の移動を支援する取り組みを行う。また、学生がまちに出やすい公共交通を構築し、若者の活気あるまちをつくる。

提言4: 関のいいところまるごと観光プロジェクト

関市に点在する観光地をつなぎ、市内を回遊できる観光を構築し、交流人口を増加させることで地域経済を活性化する。

提言5: やっぱりスゴイ関の刃物PRプロジェクト

世界に誇る関市の刃物を総合的に紹介するWEBページやSNSを活用したPRの強化を行い、購買行動への誘導とブランド化を図る。

提言6: 地域に住み続けるプロジェクト

誰もが住み慣れた地域に住み続けられるよう、空き家への対策、日常的な買い物への支援、鳥獣・虫害から暮らしを守る対策を行う。

※提言書の中身については、市ホームページでご覧いただけます。



未来を担う中学生の作文

第5次総合計画が目指す10年後、まさに関市を担うことになる中学2年生の皆さんに、「これからの関市をこんなまちにしたい」をテーマに作文を募集しました。応募者208人の中から、今回は武芸川中学校3年生(応募当時は2年生)の可児優夏さんの作文をご紹介します。

『きれいでほっとする関市』

私は、自然がきれいで、都会から来た人がほっとして心があつたまる関市でありたいと思います。

でも、今の関市をみていると、川の周りは草やごみなどがけっこう落ちているし、たまにガラスの破片なども落ちていたりして、危険で環境的にもきれいでないのが課題だと思います。

それを少なくするために、月に一度川の周りや道路の端の草抜きやゴミ拾いを、地域全体で協力して行う日をつくったら良いと思います。また、そうしたら、地域の人達の交流にもつながると思います。市でそういう日をつくり、自然を大切に、都会の人が帰ってきて、「やっぱり関市はほっとしていいな」と思ってもらえるような、自然がいっぱいの関市にしていけたらいいなと思います。

武芸川中学校 2年 可児 優夏



関市立地適正化計画を 策定しました

◆照会先 都市計画課
☎23-7804

住みたくなる市街地を目指して

人口減少や高齢化の進行が見込まれるなかでも、持続可能なコンパクトなまちづくりを実現するため、関市は「立地適正化計画」を策定し、3月31日に公表しました。策定にあたっては、有識者や各種団体の代表者、公募市民などで構成される策定協議会での協議や、住民説明会・パブリックコメントを実施し、いただいた意見を計画に反映してまいりました。

本計画では、関市のさまざまな課題の中で、特に市街地中心部の人口減少やにぎわいの低下に焦点を当てています。今後の人口減少・少子高齢社会においても、医療・福祉・商業施設や公共交通といった、関市の全市民にとって生活に必要な施設等を充実させ、住みやすく利便性の高い市街地を形成していくことを目指し、以下のような施策を進めていきます。

「にぎわい・つながりのある 歩いて楽しいまち」のイメージ



住みたくなる市街地の形成

- ①生活サービス施設充実と利便性向上
 - ・生活サービス施設の誘導
 - ・公共交通の利便性向上
- ②子育てしやすい住環境づくり
 - ・都市基盤の整備、空き家活用等による子育て世帯の居住誘導
- ③まちがつながる、歩いて楽しい空間づくり
 - ・歴史、文化、緑を巡る、遊歩道や広場等の整備

届出が必要となる建築や開発行為(例)



※本計画は、都市計画区域(旧関市、旧武芸川町)を対象としています。
 ※区域の詳細な図面は市ホームページに掲載しております。

市ホームページ(市政情報) → (市の計画) → (まちづくり・環境関連)
 → (立地適正化計画届出制度について) <http://www.city.seki.lg.jp/0000010707.html>

建築や開発で市への届出が必要となる場合があります
 本計画では、医療・福祉・商業などの生活に必要な施設を誘導するエリア(都市機能誘導区域)と、居住を誘導し一定の人口密度を維持するエリア(居住誘導区域)を市街地に設定しています。

これらの区域外での建築や開発行為については、動向を把握するため、新たに市への届出が必要となる場合があります(左図参照)。区域や届出制度の詳細は、市ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

犬の登録と狂犬病予防注射

◆照会先 生活環境課
☎23—6732

生後90日を経過した犬を飼うときは、法律により飼育犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。
まだ登録していない犬は「登録と狂犬病予防注射」を、登録済みの犬は「狂犬病予防注射」を必ず受けてください。また、住所や飼い主の変更、犬の死亡など、登録内容が変わった際も、市へ届出をしてください。

平成29年度の狂犬病集合予防注射は次の日程で行います。都合により集合予防注射を受けられない場合は必ず動物病院で注射を受けてください。

◆注意事項

▽登録済みの方は、「注射案内ハガキ」を必ず持参してください。お忘れになると確認・再発行の手続きにお時間をいただきます。なお、ハガキ裏面の質問事項の記入をお願いします。

▽スケジュールの関係上、時間が延長できません。遅れないようにお越しください。

▽会場では、先に問診・注射、後で受付・お支払いになります。

▽トラブル防止のため、首輪を正しく締め、引き綱は短く持つてください。

▽フンは、飼い主が責任を持って始末してください。

▽犬の体調不良や興奮、また、飼い主が犬を抑えられない場合は注射ができません。動物病院にご相談ください。

◆集合予防注射料金について

- ・「登録と予防注射」
一頭につき6150円
- ・「予防注射」
一頭につき3150円

※おつりがいらぬよう、ご用意ください。

●平成29年度狂犬病集合予防注射スケジュール

地区	日程	会場	開始	終了
関	4月11日(火)	関市文化会館	9:00	9:40
		西切公民センター	9:50	10:00
		アピセ関	10:10	10:25
		住吉町警察署跡地	10:35	10:50
		本郷公民センター	11:00	11:10
		旭ヶ丘ふれあいセンター	11:15	11:40
	4月12日(水)	東本郷公民センター	11:50	12:00
		関市土木課倉庫(給食センター北)	12:10	12:20
		黒屋リフレッシュ倶楽部	9:00	9:15
		塔ノ洞環境保全農業推進センター	9:25	9:30
		志津野転作促進センター	9:45	9:55
		富野ふれあいセンター	10:05	10:25
	4月13日(木)	下立立公会堂	10:35	10:55
		八神・ヤスタ住建向かい倉庫	11:05	11:20
		小野構造改善センター	11:30	11:35
		東山公民センター	11:55	12:20
		平賀公民センター	12:30	12:45
		巾公民センター	9:10	9:35
	4月14日(金)	赤土坂公民センター	9:45	10:00
		小屋名公民センター	10:10	10:25
		大平台公民センター	10:35	10:50
		西ふれあいセンター・別館(旧千ふれあいセンター)	11:00	11:15
		広見公民センター	11:30	11:45
		池尻区公民館	11:55	12:05
	4月18日(火)	めぐみの農協・旧小瀬支店北倉庫	12:15	12:30
		小瀬南公民センター	12:40	12:55
		桜台東公民センター	9:10	9:20
		桜台西公民センター	9:25	9:35
		稲口公民センター	9:45	10:05
		四季の台公民センター	10:15	10:30
板取(洞戸)	4月19日(水)	向山公民センター	10:40	10:55
		肥田瀬島集会場	11:15	11:25
		めぐみの農協・富岡支店	11:35	11:50
		桜ヶ丘ふれあいセンター	12:00	12:20
		東田原公民館	9:10	9:30
		めぐみの農協・田原支店	9:40	10:00
	4月20日(木)	大杉公民館	10:10	10:25
		野田集会場	10:35	10:45
		下迫間公民館	10:55	11:00
		迫間台公民センター	11:10	11:30
		上迫間公民館	11:40	11:45
		南部公民センター	12:00	12:15
	5月11日(木)	富士塚公民センター	9:00	9:15
		いしがみ公民センター	9:25	9:30
		下有知ふれあいセンター	9:40	10:00
		東志摩公民センター	10:10	10:25
		今宮公民センター	10:35	10:50
		関ノ上東公民センター	11:00	11:15
	5月16日(火)	下有知寺田公民センター	11:25	11:35
		関口公園	11:50	12:15
		保戸島公民センター	9:10	9:25
		下白金公民センター	9:35	9:50
		山田公民センター	10:00	10:15
		上白金公民館	10:25	10:40
	5月25日(木)	津保川台公民センター	10:50	11:10
		虹ヶ丘公民センター	11:20	11:30
		倉知ふれあいセンター	11:50	12:15
		西部公民センター	12:25	12:35
		門原集会場	9:00	9:05
		島口体育館	9:15	9:20
武芸川	5月18日(木)	杉原旧バス停	9:30	9:35
		保木口体育館	9:45	9:50
		田口集会場	10:00	10:10
		野口集会場	10:20	10:30
		中切地蔵堂	10:40	10:45
		岩本集会場	10:55	11:05
	5月23日(火)	上ヶ瀬集会場	11:15	11:20
		松谷集会場	11:30	11:35
		門出集会場	11:45	11:50
		加部集会場	12:00	12:05
		老洞バス停	12:15	12:20
		小瀬見集会場(洞戸)	12:30	12:35
	5月25日(木)	白谷集会場(洞戸)	12:40	12:50
		大野消防車庫	9:00	9:10
		洞戸黒谷運動公園	9:20	9:25
		下菅谷集会場	9:35	9:50
		上菅谷集会場	10:00	10:05
		洞戸ふれあいセンター	10:15	10:30
武儀(上之保)	5月18日(木)	片集会所	10:40	10:45
		通元寺集会場	10:55	11:05
		高見集会場	11:15	11:20
		須原神社下車両待避所	11:25	11:30
		高賀夫婦けやき	11:40	11:45
		高賀山自然の家跡	11:55	12:00
	5月23日(火)	尾倉集会場	12:10	12:15
		飛瀬消防車庫	12:25	12:35
		栗原集会場	12:40	12:45
		平宝見神社	9:00	9:15
		跡部1号組集会場	9:25	9:35
		跡部公民館	9:45	9:55
	5月25日(木)	跡部川北構造改善センター	10:05	10:10
		旧東公民館	10:25	10:45
		八幡公民館	10:55	11:10
		武芸川事務所	11:20	11:35
		宇多院公民館	12:45	12:55
		旧一色消防詰所	13:05	13:15
上之保	5月18日(木)	老人憩いの家	13:25	13:45
		寺尾公民館	14:05	14:15
		小知野公民館	14:35	14:45
		名倉八剣神社(上之保)	9:00	9:05
		武儀東小学校ランチルーム裏	9:15	9:35
		雁首礼立岩橋上	9:45	10:05
	5月23日(火)	武儀生涯学習センター	10:20	10:30
		温井集会所	10:45	10:55
		間吹集会所	11:00	11:10
		武儀事務所	11:20	11:30
		道の駅平成(エコピアセンター前)	11:40	11:50
		下之保老人憩いの家	12:00	12:15
	5月25日(木)	上野集会場	12:25	12:35
		鳥屋市旧小学校	9:00	9:05
		鳥屋市公民館	9:15	9:20
		戸丁公民館	9:30	9:35
		馬渡バス停	9:45	9:50
		行合地区日リサイクルステーション	10:00	10:05
	5月25日(木)	少合集会所	10:15	10:20
		小和田バス停	10:30	10:35
		赤鍋橋	10:45	10:50
		白山神社(川合消防団車庫隣)	11:00	11:05
		上之保生涯学習センター	11:10	11:20
		八幡神社	11:30	11:35
上之保	5月25日(木)	船山上会津・2942番地1	11:45	11:50
		船山公民館	11:55	12:00
		杉山バス停	12:10	12:15
		松本橋	12:35	12:40
		明ヶ島つどいの家	12:45	12:50

軽自動車税の減免のご案内

次のいずれかに該当する場合は、軽自動車税の減免を受けることができます。

A 障がいによる減免

- ① 身体障がい者（戦傷病者を含む）本人が所有し運転するもの
- ② 身体障がい者（戦傷病者を含む）本人が所有し、その方と生計を一にする方が、障がい者の通院、通学、通所または生業のために運転するもの
- ③ 18歳未満の身体障がい者と生計を一にする方が所有し、障がい者の通院、通学、通所または生業のために運転するもの
- ④ 知的・精神障がい者本人またはその方と生計を一にする方が所有し、障がい者の通院、通学、通所または生業のために運転するもの
- ⑤ 障がい者本人が所有し、障がい者のみで構成される世帯の方の通院、通所など常時介護する方が運転するもの

▼申請に必要なもの

身体障害者手帳または戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証、運転免許証、車検証、印鑑、生計同一証明書（同一世帯と確認が取れない場合）、常時介護証明書（障がい者のみの世帯で常時介護する方が運転する場合）

※納税義務者のマイナンバー（個人番号）の記入が必要です。1〜3のいずれかを

お持ちください。

1 個人番号カード

2 通知カード

3 住民票（個人番号の記載のあるもの）

▼対象者 下表のとおり

B 公益による減免

① 国または地方公共団体に、公用または公共の用に供するために無償で貸し付けて

いるもの

- ② 学校法人（私立学校に限る）の設置者が所有する軽自動車、専ら当該学校の学生、生徒、児童および幼児の送迎のために使用するもの
- ③ 社会福祉事業の経営者が所有する軽自動車、直接その社会福祉事業のために使用するもの
- ④ 市から委託を受けた社会福祉事業に類する事業の経営者が所有する軽自動車、直接その事業のために使用するもの
- ⑤ 厚生農業協同組合連合会などが所有する軽自動車、へき地巡回診療のために使用するもの

▼申請に必要なもの

印鑑、車検証、定款など
※法人番号の記入が必要です。

◆申請期限 5月31日（水）まで

※土・日曜日、祝日を除く

◆注意事項

▽軽自動車の所有者が4月1日現在、障がい者本人であること。（18歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の方は生計を一にする方でも可）

▽障がい者本人が社会福祉施設に入所または病院に長期入院されている場合は、対象となりません。

▽減免は、普通車・軽自動車などを問わず障がい者1人1台に限りません。

▽リース車両は対象となりません。

▽先のA、Bの減免のほかに、軽自動車の構造による減免がありますので、詳しくは税務課までお問い合わせください。

◆申請・照会先

税務課（☎23—8874 FAX21—2308）または各地域事務所

岐阜県中濃県税事務所からのお知らせ

★身体障がい者、戦傷病者、知的・精神障がい者の方が所有する自動車（軽自動車を除く）の「自動車税減免申請」の受付を行っています。

●期日：通年（土・日・休日を除く）

●時間：午前8時30分～午後5時15分

●場所：岐阜県中濃県税事務所
（美濃市生櫛1612-2
中濃総合庁舎2階）

なお、自動車税事務所及び各県税事務所でも受付します。

★お問い合わせ先

・岐阜県中濃県税事務所

☎0575-33-4011（代）

内線272、273

・岐阜県自動車税事務所

☎058-279-3781

・岐阜県総務部税務課

☎058-272-1111（代）

内線2197

・岐阜県ホームページアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/>

障がい区分	本人運転	生計同一者などが運転
視覚	1級～4級	同左
聴覚	2級、3級	同左
平衡機能	3級	同左
上肢	1級～3級	1級、2級
下肢	1級～6級	1級～3級
体幹	1級～3級、5級	1級～3級
乳幼児期以降の非進行性脳変性運動機能	1級～3級	1級、2級
	1級～6級	1級～3級
心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸	1級、3級	同左
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級～3級	同左
肝臓	1級～3級	同左
音声機能	3級（こう頭摘出者のみ）	—
戦傷病者の方	個々の障害の等級により判断されます。詳しくは税務課までお問い合わせください。	
障がい区分	生計同一者などが運転	
知的障がい	程度が「重度」「最重度」であり、療育手帳「A」「A1」「A2」	
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳「1級」で自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る）の交付を受けている	

（追記）

1. 同一の等級で2つの重複する障がいがある場合は、1級上の級とする。
2. 肢体不自由においては、7級に該当する障がいがある場合は、6級とする。
3. 異なる等級について2つ以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を考慮して当該等級より上の級とすることができる。

後期高齢者医療制度の保険料軽減措置の見直しについて

照会先 高齢福祉課 (☎23-7734)

後期高齢者医療制度の医療費は高齢化社会の進展により増加しており、制度を支える現役世代からの支援金、国費なども増加傾向にあります。被保険者の方には保険料という形で医療費の一部を負担していただいているところですが、一定の方の保険料につきましては、本来あるべき保険料額から更に負担を抑える特例措置が続けられています。

しかし、被保険者数や医療費が増加する中、被保険者間で保険料の格差が生じていること、また支援している現役世代との不公平感も否めないことから、平成29年度の保険料からこの特例措置を段階的に見直していくことになりました。具体的な軽減内容、改正箇所は以下のようになりますが、今後も安心して後期高齢者医療制度を利用していただくための制度改革にご理解をお願いします。(改正される箇所は **改正あり** マークがついています)

①被用者保険の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減 **改正あり**

平成29年度分の保険料「均等割額」軽減割合は従来の9割軽減から7割軽減へ変更されます。なお保険料「所得割額」の負担はありません。

平成28年度	9割軽減
平成29年度	7割軽減
平成30年度	5割軽減
平成31年度	資格取得後2年を経過する月まで5割軽減

※被用者保険…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません。)

②保険料「所得割額」の軽減 **改正あり**

平成29年度分の保険料「所得割額」を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の方の「所得割額」軽減割合は、一律5割軽減から一律2割軽減へ変更されます。

平成28年度	5割軽減
平成29年度	2割軽減
平成30年度	軽減廃止



③保険料「均等割額」の軽減 **改正あり**

(2割、5割軽減については判定基準額を拡大し、対象を拡げます)

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の平成28年中の総所得金額などの合計額
9割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)
8.5割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯
5割軽減	改正あり 「33万円(基礎控除額) + 27万円×世帯の被保険者数」以下の世帯 (26.5万円→27万円へ)
2割軽減	改正あり 「33万円(基礎控除額) + 49万円×世帯の被保険者数」以下の世帯 (48万円→49万円へ)

- 均等割額軽減判定時の総所得金額などは、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。
- 軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。

はじめてのプール!

わくわくどきどき

プールデビュー

水慣れ体験

幼児水慣れ体験会

**水が苦手な子 大歓迎!! プールの中でリング拾いやフラフープくぐり!!
好奇心いっぱいのお子様を全力でサポートいたします。**

- 日 程 4月13日(木)、20日(木)、27日(木)
- 時 間 午前11時～11時45分
- 参 加 費 1回 540円(税込) ※プール利用料は無料
- 持 ち 物 水着・水泳帽
- 対 象 オムツが取れた2歳10カ月以上の幼児
- 申込方法 4月11日(火)までに関市総合体育館地下1階温水プール窓口へ。
※参加費を持参ください。 ※電話予約可 ※定員になり次第締め切り
- 定 員 各回5人程度
- 講 師 (株)コパン 専属コーチ
- そ の 他 保護者から離れ、幼児プールにてお子様だけで体験会に参加します。なお、見学希望の方は、水着着用によりプールサイドでの見学が可能です。



照会先 関市総合体育館「温水プール」(☎ 23-7762)



セキビズ

だより

Vol. 04

Seki-Biz



こんにちは。関市ビジネスサポートセンター Seki-Biz副センター長の松浦です。

今回は、はさみなどの刃物の企画・製造・販売を行うニッケン刃物株式会社のサポート事例をご紹介します。Seki-Bizに初めて相談にお越しになったのは昨年7月で、日本刀ハサミの今後の展開についてディスカッションしました。商品の特徴やこれまでの広がりをお聞きし、更なる進展の可能性を感じました。歴史好きや歴史に詳しい「歴女」の存在や、日本刀に興味を持つ「刀剣女子」というトレンドをおさえた上で、この商品であれば各地で愛されるご当地武将の名刀をモチーフとしたオリジナルモデルが展開できると考えました。それで

『日本刀はさみご当地コラボモデル』を小ロットから開発する新サービスとして打ち出し、全国のお城や博物館、自治体など武将とゆかりがある施設にアプローチすることを提案しました。

提案の後、同社がすぐにアクションを起こし、早速全国の施設や行政機関等から反響がありました。2017年3月から販売を開始したのは、日本刀ハサミ「土方歳三モデル〜和泉守兼定(いずみのかみ かねさだ)」です。東京にある土方歳三資料館と共同開発し、土方歳三資料館限定販売となっています。販売開始から大きな反響を得ているとのこと。またこの商品だけでなく、名刀ペーパーナイフ「土方歳三モデル」をWEB上で広く資金提供を呼びかけるクラウドファンディングで発表したところ、多くの人が購入する意向を示しています。

次々とチャレンジする同社の今後が楽しみです。Seki-Bizでも引き続きサポートしていきます。

Seki-Bizは堅実に頑張る中小企業の「より良くなりたい」を支援し、起業家の「夢を実現したい」を応援する産業支援拠点です。事業状況の確認から課題解決の提案・実行までを無料で継続的にを行い、あなたのチャレンジをサポートします!ぜひ、お気軽にお越しください!

営業日 火曜～土曜(日・月・祝日休み)

相談時間 午前10時～午後5時(正午～午後1時除く)

予約電話 0575-23-3955

予約FAX 0575-23-3956

予約mail info@seki-biz.net

常時紙おむつなどが必要な方への 家庭用燃やせるごみ袋の交付について

常時紙おむつなどが必要な方には、一定枚数の家庭用燃やせるごみ袋(中)を交付します。
下記を参考に交付窓口へお越しください。



常時紙おむつなどが 必要な方の区分	交付窓口	持ち物など	ごみ袋の種類と 交付枚数
0～2歳の乳幼児 (2歳になる年度まで)	生活環境課 (☎23-6733) 西部支所 各地域事務所	・印鑑 ・母子健康手帳	燃やせるごみ袋(中) 年間最大 50 枚
紙おむつ購入券の 支給対象となる高齢者	高齢福祉課 (☎23-7730) 各地域事務所	※紙おむつ購入券の支給と同時に行います。 ・印鑑 ・高齢者紙おむつ購入券支給決定通知書 (申請時に減免申請手続きを行った方が対象です。) ・利用料領収書	燃やせるごみ袋(中) 年間最大 60 枚 ※申請月によって枚数が 異なります。
紙おむつまたはストマの 給付決定や購入助成を 受けている障がい者 (在宅の方に限ります)	福祉政策課 (☎23-9032) 各地域事務所	・印鑑 ・障害者手帳 ・日常生活用具給付決定通知書 または 寝た きり身体障害者日常生活用品購入費助成 決定通知書	燃やせるごみ袋(中) 年間最大 60 枚 ※申請月によって枚数が 異なります。
上記以外で、 常時紙おむつが必要な方 (在宅の方に限ります)		・印鑑 ・減免申請書の証明欄に、民生委員または ケアマネジャーの証明が必要です。または 直近半年分の領収書	

※いずれも関市に住民登録があることが必要です。※減免申請書は市ホームページからダウンロードできます。

オオキンケイギクは「特定外来生物」です

照会先 生活環境課 (☎ 23-7702)

* オオキンケイギクとは？

●5～7月頃にかけて、直径5～7cmの黄色い花をつけ、道端や堤防などでよく見かけます。オオキンケイギクは、生態系に重大な影響を及ぼす植物として、法律により「特定外来生物」に指定され、**栽培すること、生きたまま移動させること、野外に放つことなどが禁止**されています。



* オオキンケイギクの特徴は？

●キク科の多年草で、高さは30～70cmになり、花びらの先端はギザギザになっています。葉は細長い楕円形で両面に毛があります。

* どうやって駆除すればいいの？

●**根から引き抜き、枯死させましょう。**駆除は、**花が咲き始めの5月上旬頃**に実施すると一番よいでしょう。種子を地面に落とさないよう、**種子が付く前に駆除**することが望ましいです。
●堤防などに大量に生えている場合は、種子がない時期に茎から刈り取ることも、生息範囲を広げない効果があります。

* 駆除の後の処理はどうすればいいの？

●**生きたまま移動させて根付かせたり、種子が拡散したりしないように注意してください。**
●ビニール袋などに密封し、2～3日放置して枯死させた後、燃やせるごみとして処理してください。

優良運転者を表彰します

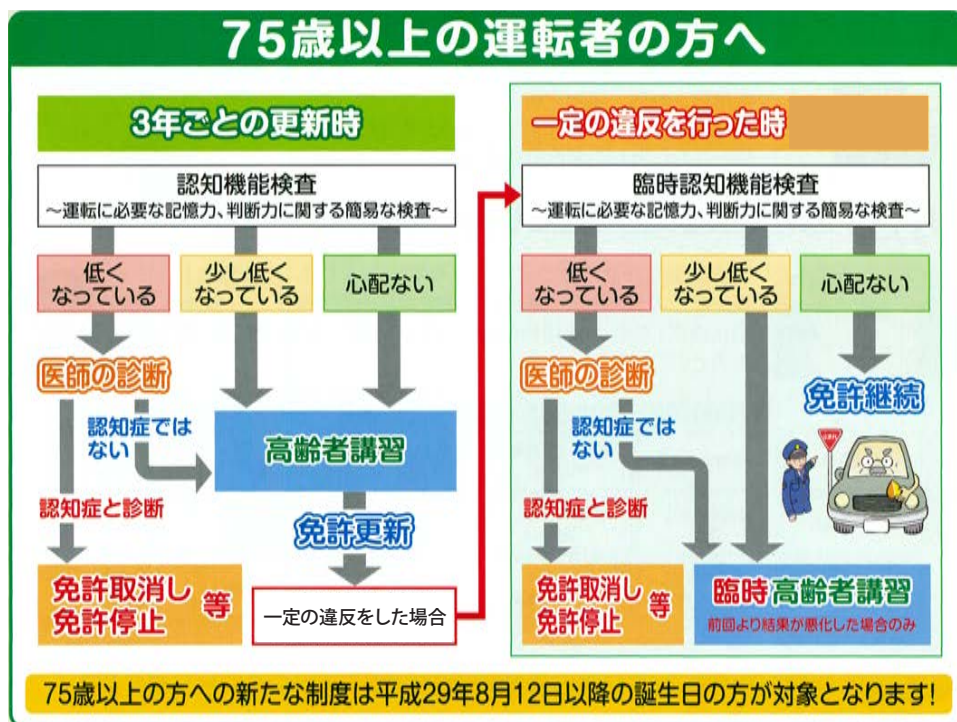
中濃地区交通安全協会では、優良運転者を下表の基準で表彰します。表彰を希望される方は、5月10日（水）までに、各支部交通安全協会役員、または同協会事務局（関警察署内 ☎ 24-0102）へ申請してください。

＜表彰基準＞（年数の計算は6月1日起算。ただし、表彰歴は9月21日起算。）

種別	条件	運転経験年数	無事故・無違反年数	表彰歴	授与者
地区模範章		5年以上 (H24.6.1 以前)	5年以上 (H24.6.1 以後)	不問	警察署長 地区協会長
県模範章		10年以上 (H19.6.1 以前)	5年以上 (H24.6.1 以後)	過去に地区模範章 受賞者	県警察本部長 県交通安全協会長
県優良章		15年以上 (H14.6.1 以前)	5年以上 (H24.6.1 以後)	県模範章受賞後 2年以上経過	県警察本部長 県交通安全協会長
県優秀章		15年以上 (H14.6.1 以前)	10年以上 (H19.6.1 以後)	県優良章受賞後 2年以上経過	県警察本部長 県交通安全協会長
特別優秀章		20年以上 (H9.6.1 以前)	15年以上 (H14.6.1 以後)	県優秀章受賞後 2年以上経過	県交通安全対策協議会長 (県知事)
緑十字銅章		-	10年以上（無事故） 5年以上（無違反）	県優秀章または 特別優秀章受賞者	全日本交通安全協会長
管区局表彰		15年以上（一般） 10年以上（職業）	10年以上（一般） 5年以上（職業）	緑十字銅章受賞後 2年以上経過	中部管区警察局長 中部交通安全協議会長

照会先 危機管理課（☎ 23-9046）

◆高齢運転者対策の推進



**道路交通法が
一部改正されました**

◆照会先 関警察署（☎ 24-0110）

平成29年3月12日施行

◆準中型免許の新設

18歳から取得可能な免許として「準中型免許」が新設され、車両総重量7.5トン未満（最大積載量4.5トン未満）の自動車を運転できます。また、平成29年3月12日以降に取得された普通免許で運転できる自動車は、車両総重量3.5トン未満（最大積載量2トン未満）となります。